

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 18 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	株式会社巧おける農業用ヒートポンプ導入事業
排出削減事業者名	株式会社巧
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	
事業実施場所	株式会社巧 ハウス 1・2・4 (鹿児島県志布志市松山町尾野見 1434-14) ハウス 3 (鹿児島県志布志市松山町尾野見 1434-13) ハウス 5 (鹿児島県志布志市松山町尾野見 1319-64) ハウス 7 (鹿児島県志布志市松山町尾野見 1319-65)
事業の概要	本事業は、農業用ハウスに高効率のヒートポンプ空調設備を導入し、既存の A 重油焚き暖房機による暖房の一部を代替し、設備効率の向上と低炭素燃料へのエネルギー転換によって、CO <sub>2</sub> 排出量を削減するものである。
排出削減量の計画	2012 年度： 27tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 27 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2013 年 2 月 25 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新

## 2 . 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

## 3 . 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2013年1月28日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：株式会社巧ハウス1~5、7 (鹿児島県志布志市松山町尾野見)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(A重油焚き暖房機)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で4.0年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当該組織は、ピーマンの農家であり、ハウス栽培による熱源機器にエネルギーを使用している。予てから、A重油によるハウス加温機の運転によりCO2排出は懸念材料となっており、より高効率で化石燃料に頼らない農作物栽培を目指していきたいという思いがあった。そのような中で、今回高効率ヒートポンプ式空調機を導入することで燃料転換と共に、低CO2排出の農業経営が可能になることを知り、国内クレジット制度の利用による、低炭素社会形成にも貢献したいと考え、投資意思決定に至ったことを確認した。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>

<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存 A 重油焚き暖房機よりも高効率のヒートポンプ空調設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により高効率のヒートポンプ空調設備への更新を行わなかった場合、既存の A 重油焚き暖房機を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施後の電力使用量を計測できるため、不問であることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないこと、超えているが、定期的にメンテナンスを行っており、引き続き使用可能であることを確認している。</p>

#### 4 . 特記事項

なし